

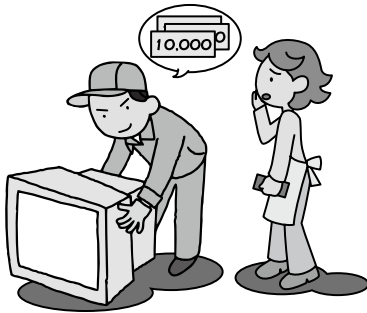
廃品回収業者とのトラブルにご注意

【事例1】

不要になった電気製品などを無料で回収するとアナウンスしながら巡回していた業者にパソコンとプリンタの回収を頼んだら2万円請求された。業者の態度に恐怖を感じて払ったが、無料と言っていたのに高額で納得できない。

【事例2】

「見積り無料」のチラシを見て廃品回収業者に連絡して来てもらった。自転車とテーブルセットの処分を依頼したが、さらに業者は物置にある他の物品を物色し「これは使えない邪魔だろう」と言いながら次々とトラックに積み込み、見積書も渡されず15万円も支払わされてしまった。



【アドバイス】

師走となり年末に向けて大掃除をするご家庭も多いと思います。事例のように「無料回収」と称して高額な請求をする悪質な廃品回収業者が存在します。見積書も出さずトラックに積み込んでしまってから高額な請求をするケースも増えています。

家電製品のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法の適用になります。処分する場合は、購入した販売店又は買い替えをする販売店に依頼するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。リサイクル料金や収集・運搬費用が必要です。

一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルのもとになりやすいので注意が必要です。

廃品回収業者との間でトラブルになった場合は消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センター（役場第二庁舎1階）では、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

同和問題の解決のために

「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題」と位置付けた同和对策審議会答申が出されて、今年で50年になります。

この答申を実現するための特別措置法により、生活環境改善などの面で一定の成果をあげましたが、一部には住宅購入などの際に同和地区を避けたり、差別につながる身元調査に肯定的な考えがあるなど、同和問題は今もなお存在し、解決したとは言えない状況です。

同和問題とは、歴史上人為的に作られてきた身分制度などに起因するもので、同和地区の出身であることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする重大な社会問題です。

私たち一人ひとりがこの問題を決して避けておらず、家庭・学校・職場・地域などで話し合い、偏見を持たず正しい認識を持つことが大切です。50年の節目を迎えこれからも、引き続き学び、考え、それぞれの立場で取り組みを続けていくことが、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決につながるのではないのでしょうか。

12月4日から10日までは「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。